

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(大阪市客引き行為等適正化指導員)

第3条 条例第6条第2項、第11条第2項及び第12条第1項の職員として大阪市客引き行為等適正化指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(大阪市客引き行為等適正化指導員証)

第4条 条例第6条第3項、第11条第3項及び第12条第2項の証明書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止の適用除外)

第5条 条例第10条第2項の市規則で定める場合は、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル（当該土地又は建物の敷地に接している禁止区域の部分の幅員が4メートル未満の場合にあっては、当該幅員の4分の1の距離）までの範囲の禁止区域内の場所において客引き行為等（次の各号のいずれかに該当する行為を除く。）をし、又はさせる場合とする。

(1) 拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為

(2) 客引きをし、又は役務に従事するよう特定の人を勧誘する行為を行うために、他人の進路に立ちふさがり、通行人に追隨し、路上においてたむろし、その他他人の通行を妨げる行為

(勧告書の記載事項)

第6条 条例第11条第5項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けるものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 勧告をする理由

(4) 勧告を受けるものが行った禁止行為に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地

(命令書の記載事項)

第7条 前条の規定は、条例第11条第7項の命令書の記載事項に準用する。

(物件の提出等の要求等)

第8条 条例第12条第1項の規定による書類その他の物件の提出又は提示の要求は、所定の物件提出等要求書又は口頭により行うものとする。

2 市長は、条例第12条第1項の規定により書類その他の物件の提出を受けたときは、当該物件を提出したものに対し、所定の物件提出書を交付するものとする。

- 3 市長は、条例第12条第1項の規定により書類その他の物件を提出したものに対し、当該物件を還付したときは、当該物件を提出したものに対し、所定の還付書を交付するものとする。

(命令に従わない場合の公表等)

第9条 条例第13条第1項又は第2項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うほか、大阪市公報への掲載その他広く市民に周知できる方法により行うものとする。

- 2 条例第13条第3項の規定による公表の理由の通知は、所定の公表理由等通知書により行うものとする。

- 3 条例第13条第3項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

- 4 条例第13条第3項の規定による意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(弁明の機会の付与)

第10条 市長は、条例第16条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべきものに対し、あらかじめ、所定の告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により

行うことができる。

(過料の処分の通知)

第11条 市長は、条例第16条の規定により過料の処分を行う場合には、その名あて
人に対し、第2号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。